

「大分県困難な問題を抱える女性への支援計画(案)」に対する県民意見
の募集の結果について

令和6年2月28日
大分県福祉保健部こども・家庭支援課

令和5年12月22日から令和6年1月28日までの間、県民の皆様から募集した「大分県困難な問題を抱える女性への支援計画(案)」についてのご意見の概要、ご意見に対する県の考え方及び計画への反映状況を取りまとめましたので公表します。

なお、6人の県民の皆様から延べ14件の貴重なご意見をいただきました。ご協力ありがとうございました。

番号	ご意見の概要	県の考え方及び反映状況
1	積極的に一時保護(委託を含む)を受け入れる姿勢を持ち、計画に沿った改善に果敢に取り組んでもらいたい。	基本目標の「安心」「信頼」「誠実」で応える婦人相談所を目指し、ご意見を踏まえ、しっかりと取り組んでまいります。
2	婦人相談所の名称変更が必要。	法施行に伴い、「大分県婦人相談所」は「大分県女性相談支援センター」に名称変更する予定としています。
3	ピアサロンのような取組も有効ではないか。	他県の先進事例などを参考にしながら研究・検討していきます。
4	困っている女性に寄り添った女性の意見反映ができる計画であってほしい。	計画策定にあたり、関係機関、支援団体やDV被害当事者から伺ったご意見等を可能な限り反映させています。
5	DV 加害者等を生みださないよう、こどもたち・教職員への予防教育・研修も計画に必要だと思う。	本計画は、困難な問題を抱える女性への支援に関連のある各種県計画と整合を図っており、DV 対策に関する人権教育・予防啓発は第4次大分県 DV 対策基本計画に記載しております。
6	相談窓口の情報発信が必要ではないか。(商業施設などのトイレの個室、SNS等)	第2章1「広報活動の強化」の中でSNSやリーフレット等の活用を検討する旨を記載しており、実施にあたっては、いただきましたご意見を参考にさせていただきます。
7	相談対応者の専門性を向上し、民間団体と連携してワンストップで対応してほしい。	第2章2「関係機関との連携」の中でワンストップでの対応や関係機関との連携について記載させていただいております。研修を充実し専門性向上を図るとともに、相談対応においては、相談者の立場に寄り添い、本人の意思を尊重する姿勢で行います。

8	パブリックコメントに実名が必要か。	県民意見募集手続に関する要綱第7条第2項に定められています。
9	DVを受けて入居した県営住宅を1年で出なければならなかった。	DV被害を受けた方の県営住宅の入居は、基準で原則1年以内とされています。そのため。次の居住先の相談に、適切に応じられるよう、市町村や関係機関と連携してアフターケアを確実に実施します。
10	計画(素案)が婦人相談所改善のための計画となっている。困難な問題を抱える女性の支援のための記述をもっとすべき。	女性の人権が守られ、女性の意思を尊重し、支援していく婦人相談所に向けて、様々な民間団体等と連携し、協働して支援していくよう具体的記述を計画に盛り込みます。
11	性的マイノリティ当事者などは、支援の対象か。	本計画では、性自認が女性であるトランスジェンダーの方を含めた性的マイノリティ当事者の女性も支援の対象と考えており、計画の記載を分かりやすく修正します。
12	計画の見直しにあたっての施策評価は公開されるべき。計画にかかる事業等実施にあたっては、透明性の高い活動であることを望む。計画の実行にあたっては、PDCAで行うべき。	施策評価における手法として参考にさせていただきます。なお、施策評価は公表することとしておりますので、その旨を計画に追記します。
13	外国人の支援では、外国人の抱える事情は日本人よりさらに多様なため、本人の考えを尊重して対応すべき。	相談者の立場に寄り添い、本人の意思を尊重し、関係機関と連携して支援することに努めます。
14	協働する民間団体の中には、連携すべきでない団体もあるため、団体に関する情報の収集に努め、「若年被害女性支援に関わる民間団体の適格性に関する通知」を遵守されることを望む。	民間団体と連携する際には、国の通知のほか各種法令に基づき、適正に行います。

福祉保健部こども・家庭支援課家庭支援班

電話 097-506-2703

電子メール a12480@pref.oita.lg.jp